

令和3年度 第1回

まち・ひと・しごと創生推進委員会

【追加資料】

- 令和3年9月30日(木)
- コミュニティセンターホール

現行の総合戦略・人口ビジョンの考え方について

1. 総合計画と総合戦略の違い

2. 稲美町の人口ビジョンについて

3. 稲美町の特徴

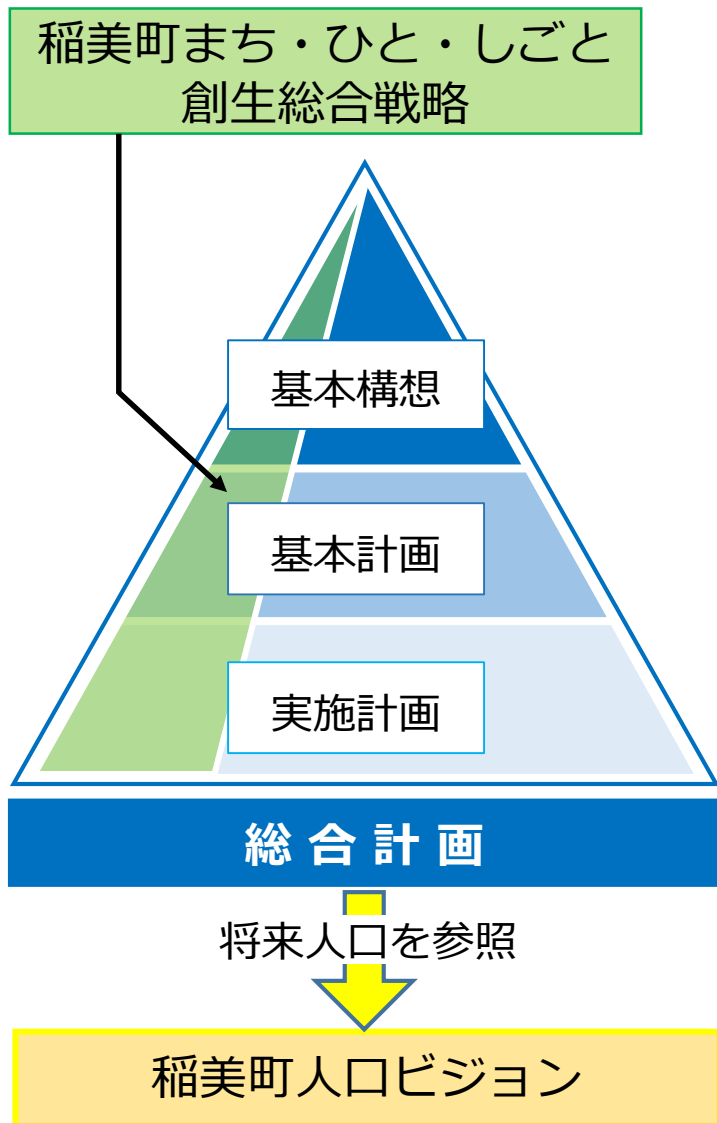
4. 現行の人口ビジョンの推計方法

5. 戦略の考え方

SDGsについて

6. SDGsとは

1. 総合計画と総合戦略の違い



○総合計画

総合的・計画的な市政の運営を図るための町の最上位計画で、各行政分野の個別計画の上位計画にあたり、個別計画を策定、実施していく際の指針となるもの。

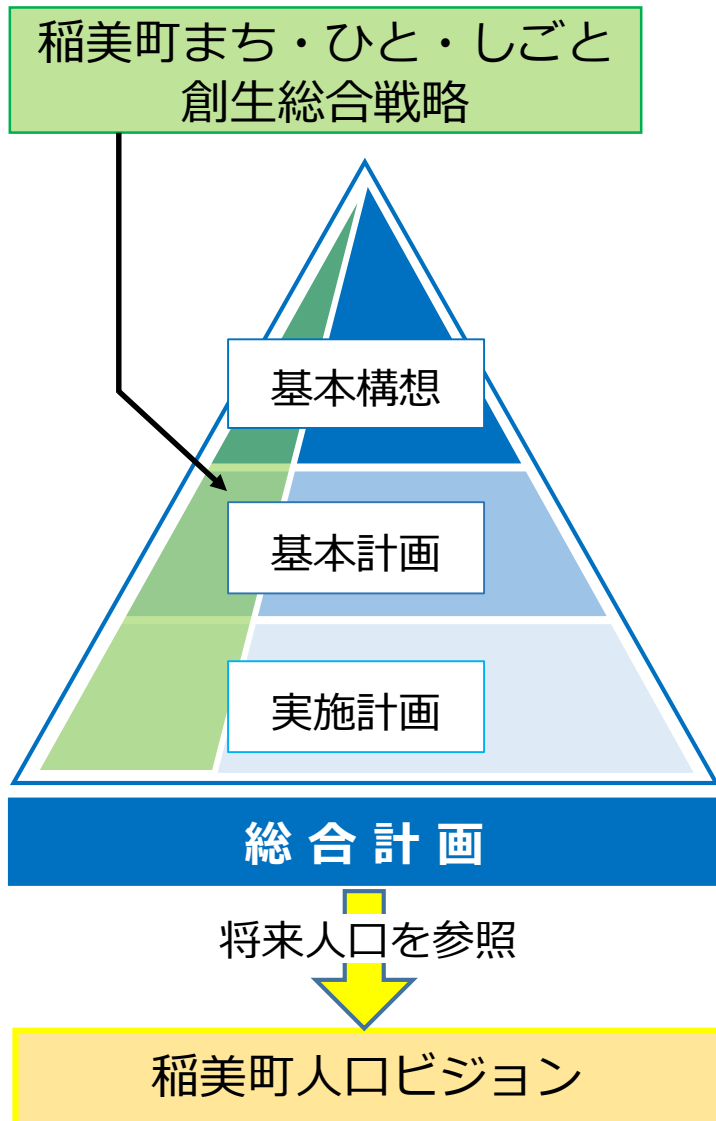
○稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口ビジョンを実現していくため、地域の実情に応じた5年間の施策の方向を示すもの。

○人口ビジョン

人口の減少傾向を抑制し、就労機会の増加を図ることによって、人口減少の克服と活気ある稲美町の創生を図るため、人口の現状分析と将来の展望を示すもの。

1. 総合計画と総合戦略の違い



○総合計画

【概要】町の最上位計画

(内容) 施策全般に及ぶ

(期間) 基本構想：10年間

基本計画：5年間

実施計画：3年間（毎年度内容検討）

○稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略

【概要】人口ビジョンを実現するための戦略

(内容) 総合計画のうち地方創生に関するもの

(期間) 5年間（第1期は2年間延長）

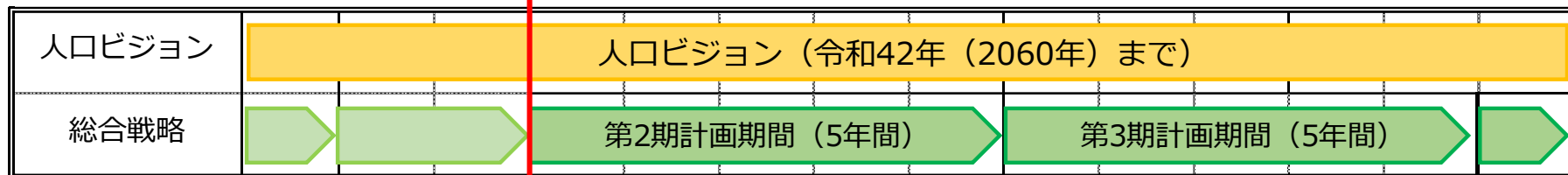
○人口ビジョン

【概要】人口の現状分析と将来の展望を示す

(内容) 今後目指すべき将来の方向性

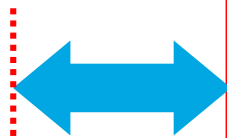
(期間) 令和42年（2060年）まで

1. 総合計画と総合戦略の違い



第1期計画期間(5年間)

+ 2年間の延長



**総合計画と総合戦略を
同時に策定していきます**

1. 総合計画と総合戦略の違い

	戦略		その他
	戦略本部	推進委員会	
R2	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		住民意向調査
	10月		
	11月	●	●
	12月		
	1月	●(例年分)	
	2月		●(例年分)
	3月		
	R3	4月	
5月			
6月			
7月			
8月			
9月		●	●
10月			
11月		●	●
12月			パブコメ
1月		●(例年分)	
2月			●(例年分)
3月			議決

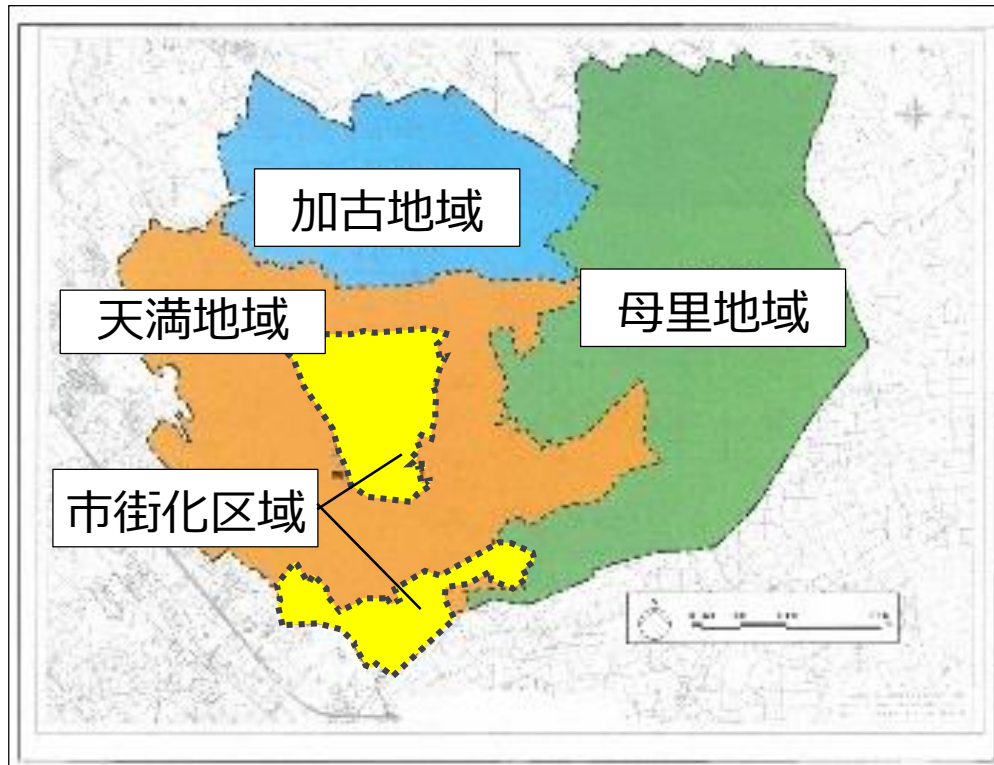
今後のスケジュール

令和2年度：2回開催

令和3年度：3回開催予定

※例年分は、毎年行っている、
稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略の
進捗状況の確認が主な議題の会です。

2. 稲美町の人口ビジョンについて(人口分布)



14年間の推移

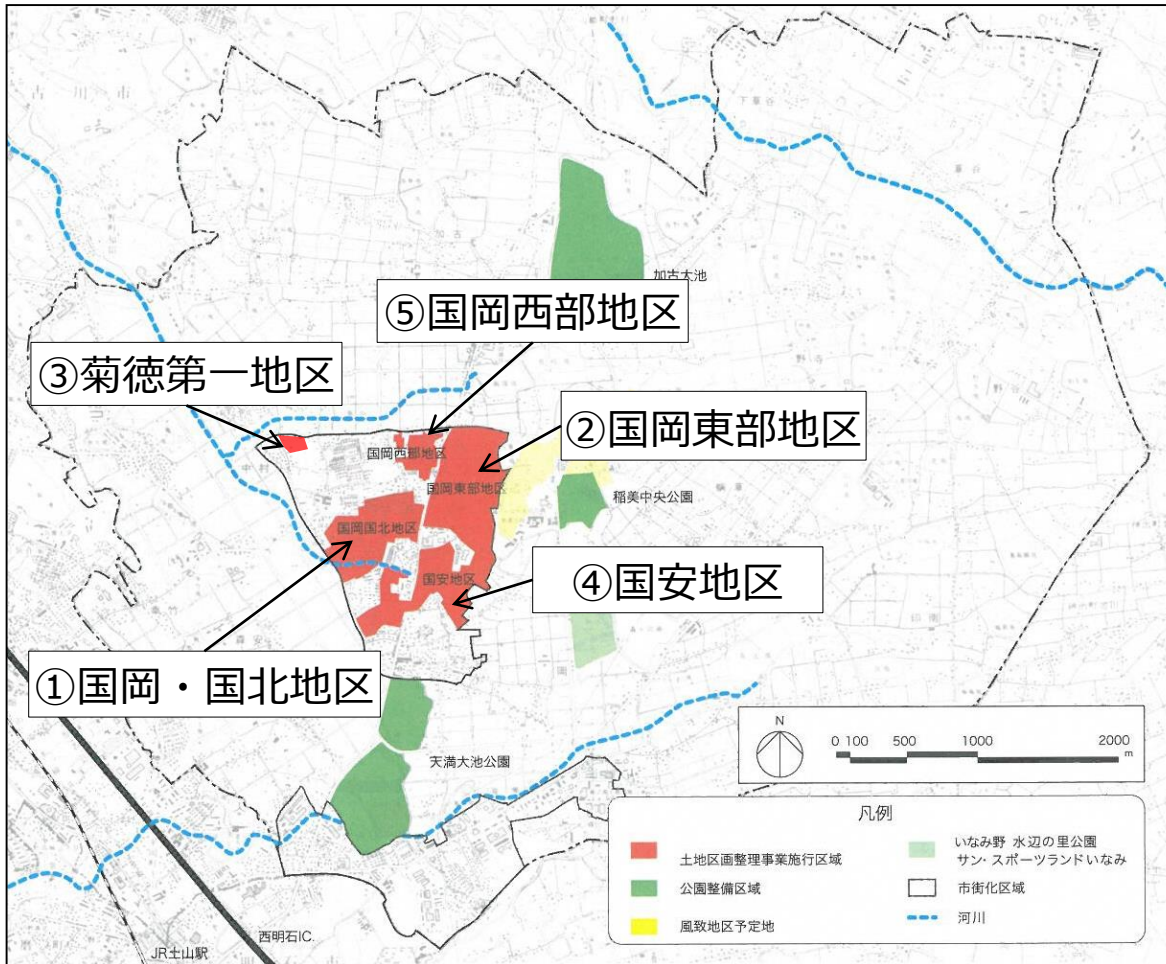
- 加古地域 : -645人
- 母里地域 : -1,078人
- 天満地域 : 174人
- (市) : 1,340人
- (調) : -1,166人

加古・母里及び天満地域の市街化調整区域では、厳しい建築制限があるため、地区計画や特別指定区域制度に取り組んでいるが人口は減少。

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
加古	4,906	4,845	4,835	4,833	4,808	4,723	4,655	4,588	4,570	4,532	4,487	4,445	4,376	4,322	4,261
母里	6,325	6,172	6,101	6,057	5,976	5,870	5,804	5,730	5,698	5,597	5,560	5,465	5,439	5,341	5,247
天満(市)	12,826	12,534	12,539	12,832	12,676	12,751	13,239	13,120	13,607	13,719	13,858	13,943	13,967	14,019	14,166
天満(調)	8,630	8,835	8,837	8,434	8,502	8,417	8,002	8,165	7,936	7,897	7,745	7,686	7,622	7,577	7,464
天満(合計)	21,456	21,369	21,376	21,266	21,178	21,168	21,241	21,285	21,543	21,616	21,603	21,629	21,589	21,596	21,630
3地区合計	32,687	32,386	32,312	32,156	31,962	31,761	31,700	31,603	31,811	31,745	31,650	31,539	31,404	31,259	31,138

(出典：各年住民基本台帳)

2. 稲美町の人口ビジョンについて(人口分布)



① 国岡・国北土地区画整理事業

- ・ 施行面積：27.0ha
- ・ 施行期間：昭和57年
～平成8年

② 国岡東部土地区画整理事業

- ・ 施行面積：35.4ha
- ・ 施行期間：平成4年
～平成18年

③ 菊徳第一農住土地区画整理事業

- ・ 施行面積：0.7ha
- ・ 施行期間：平成21年
～平成23年

④ 国安土地区画整理事業

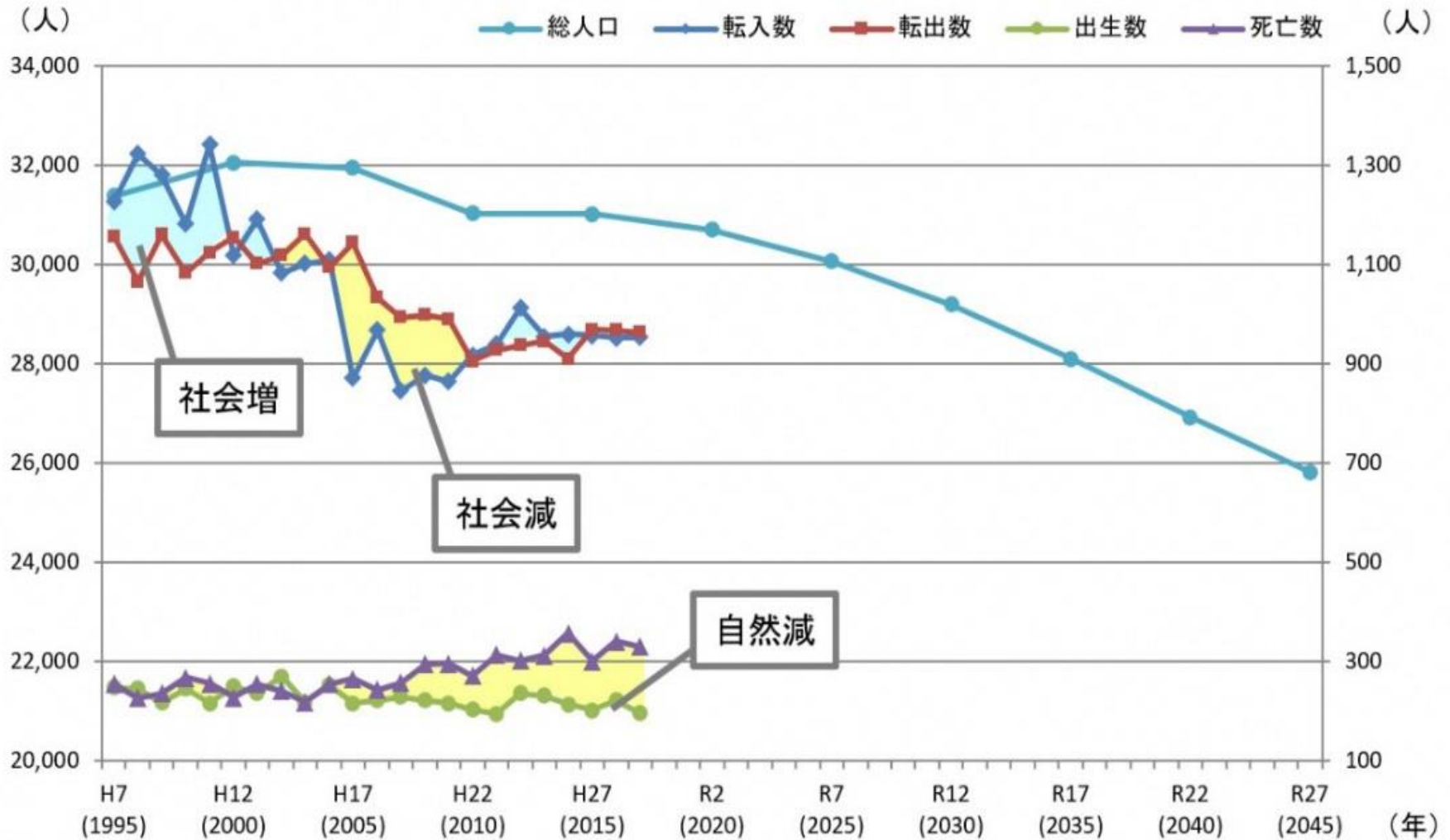
- ・ 施行面積：26.2ha
- ・ 施行期間：平成13年
～令和2年

⑤ 国岡西部土地区画整理事業

- ・ 施行面積：6.6ha
- ・ 施行期間：平成15年
～平成24年



2. 稲美町の人口ビジョンについて(転入出)



(出典：稲美町統計書)

2. 稲美町の人口ビジョンについて(転入出)

年	社会動態		自然動態		社会 増減	自然 増減	人口 増減
	転入数	転出数	出生数	死亡数			
H7(1995)	1,226	1,157	247	254	69	-7	62
H8(1996)	1,323	1,065	245	226	258	19	277
H9(1997)	1,280	1,161	217	236	119	-19	100
H10(1998)	1,181	1,083	245	267	98	-22	76
H11(1999)	1,341	1,124	215	256	217	-41	176
H12(2000)	1,118	1,155	250	227	-37	23	-14
H13(2001)	1,191	1,101	235	254	90	-19	71
H14(2002)	1,083	1,118	269	240	-35	29	-6
H15(2003)	1,102	1,162	218	218	-60	0	-60
H16(2004)	1,108	1,095	252	254	13	-2	11
H17(2005)	871	1,144	216	265	-273	-49	-322
H18(2006)	968	1,033	221	242	-65	-21	-86
H19(2007)	845	993	228	257	-148	-29	-177
H20(2008)	877	998	222	295	-121	-73	-194
H21(2009)	864	990	215	296	-126	-81	-207
H22(2010)	917	905	202	271	12	-69	-57
H23(2011)	939	927	194	313	12	-119	-107
H24(2012)	1,012	937	236	302	75	-66	9
H25(2013)	954	945	231	312	9	-81	-72
H26(2014)	959	910	213	357	49	-144	-95
H27(2015)	957	969	201	300	-12	-99	-111
H28(2016)	952	968	221	340	-16	-119	-135
H29(2017)	953	963	195	330	-10	-135	-145
H30(2018)	1,026	979	166	334	47	-168	-121
H31(2019)	1,005	969	163	341	36	-178	-142

(人)

(出典：～H30 稲美町統計書)

(出典：H31 住民基本台帳)

3. 稲美町の特徴

合計特殊出生率

	H27 (2015)
全国	1.45
兵庫県	1.48
東播磨地域	1.56
明石市	1.58
加古川市	1.56
高砂市	1.52
稲美町	1.36
播磨町	1.66

(出典：平成27年国勢調査)

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを推計したもの

稲美町は比較すると大きく下回る

分析

出生率が低いものの、転入等で子どもの人口は増えている

子ども女性比等

0～5歳未満の人口 / 15～50歳未満の女性人口

子ども女性比	稲美町	明石市	加古川市	高砂市	播磨町	東播磨地域 合計
15～50歳未満の女性の数	5,918	62,745	55,780	18,475	7,160	150,078
0～5歳未満の子どもの数	1,243	13,104	11,440	3,601	1,615	31,003
女性1人当たりの子どもの数	0.2100	0.2088	0.2051	0.1949	0.2256	0.2066

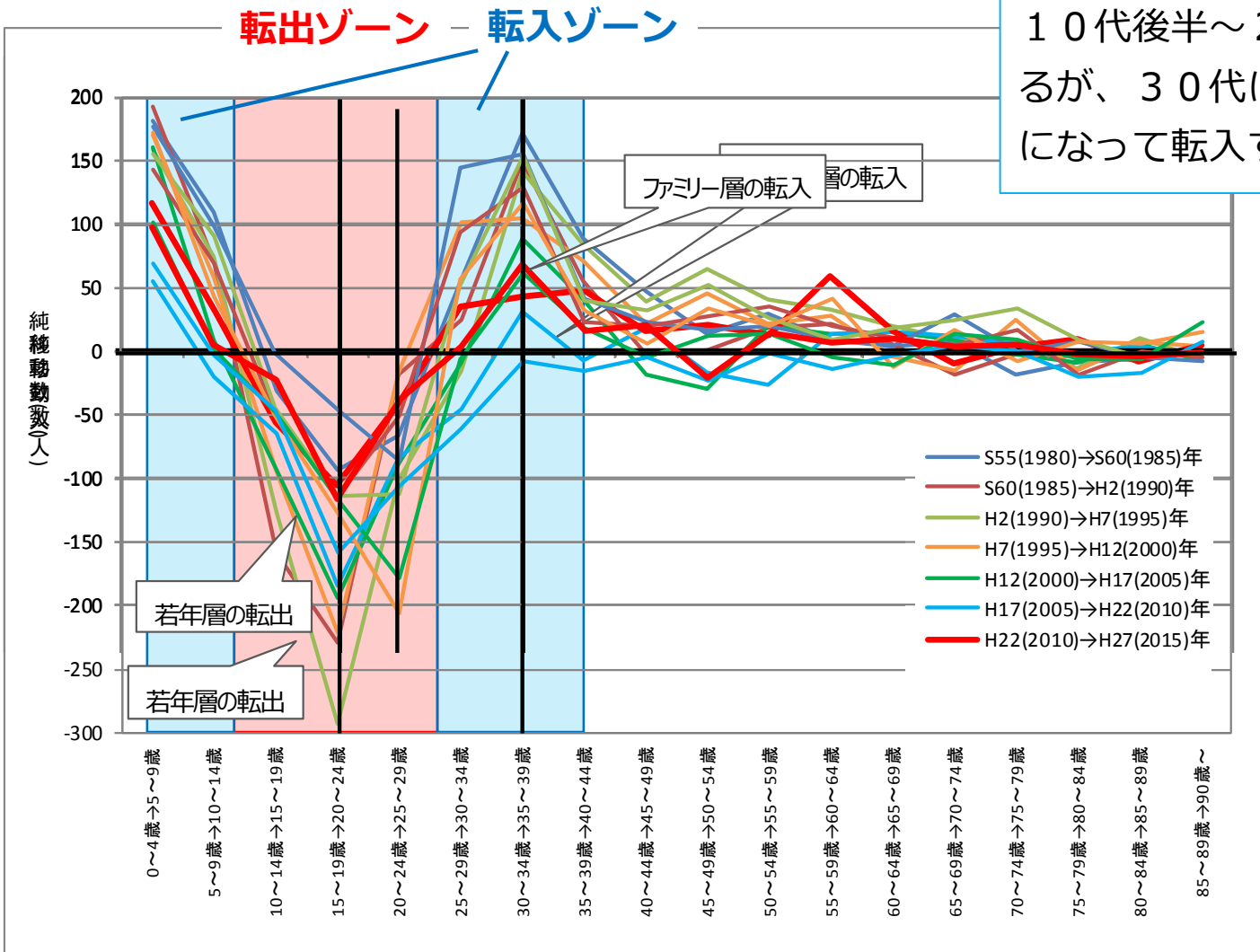
しかし、女性1人あたりの子どもの数は近隣市町と変わらない

3. 稲美町の特徴

年齢階級別人口移動の推移【男女合算】

分析

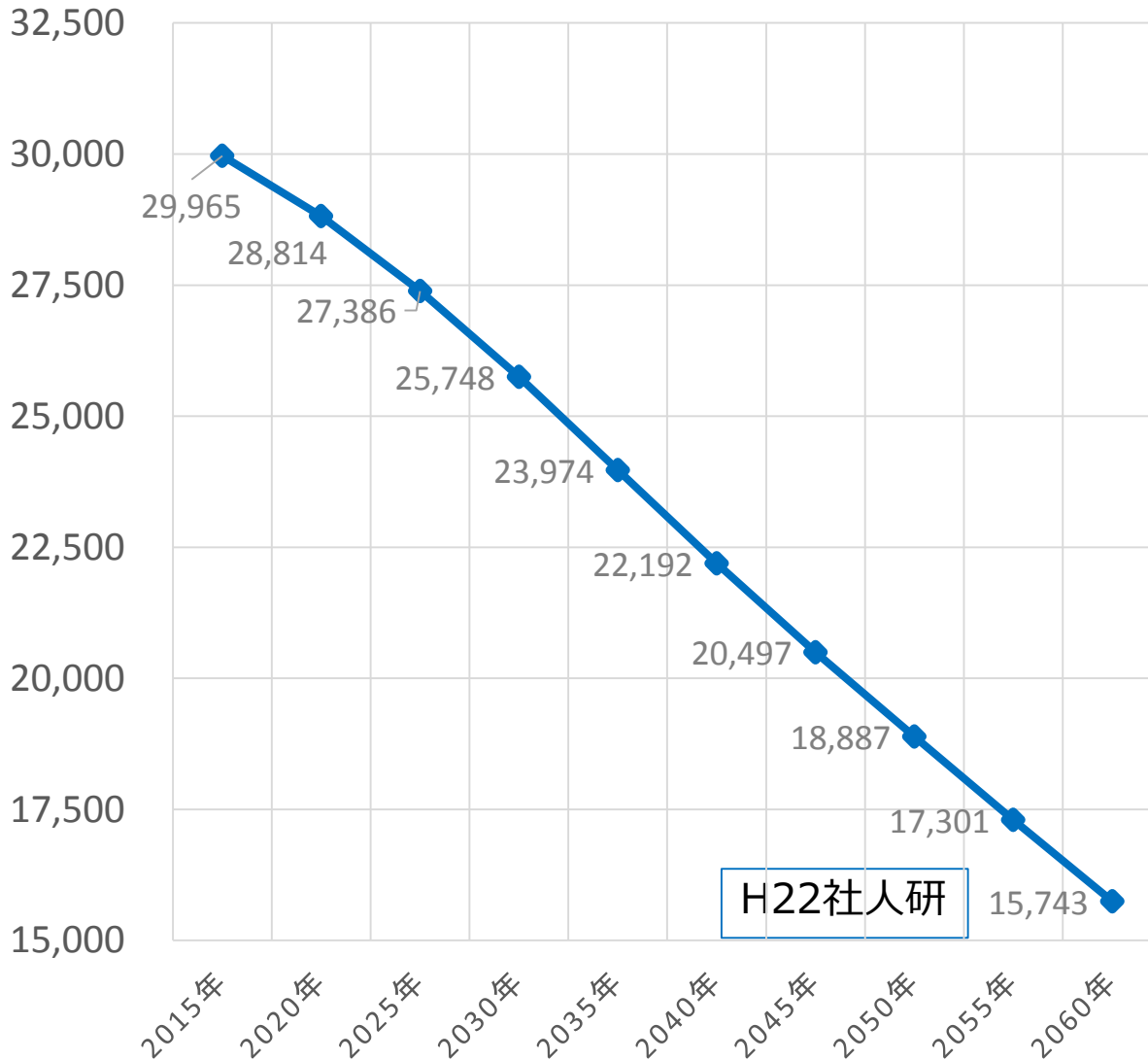
10代後半～20代後半に転出するが、30代になったときに家族になって転入する



(出典：各年国勢調査)

4. 現行の人口ビジョンの推計方法

稲美町の人口ビジョンの考え方

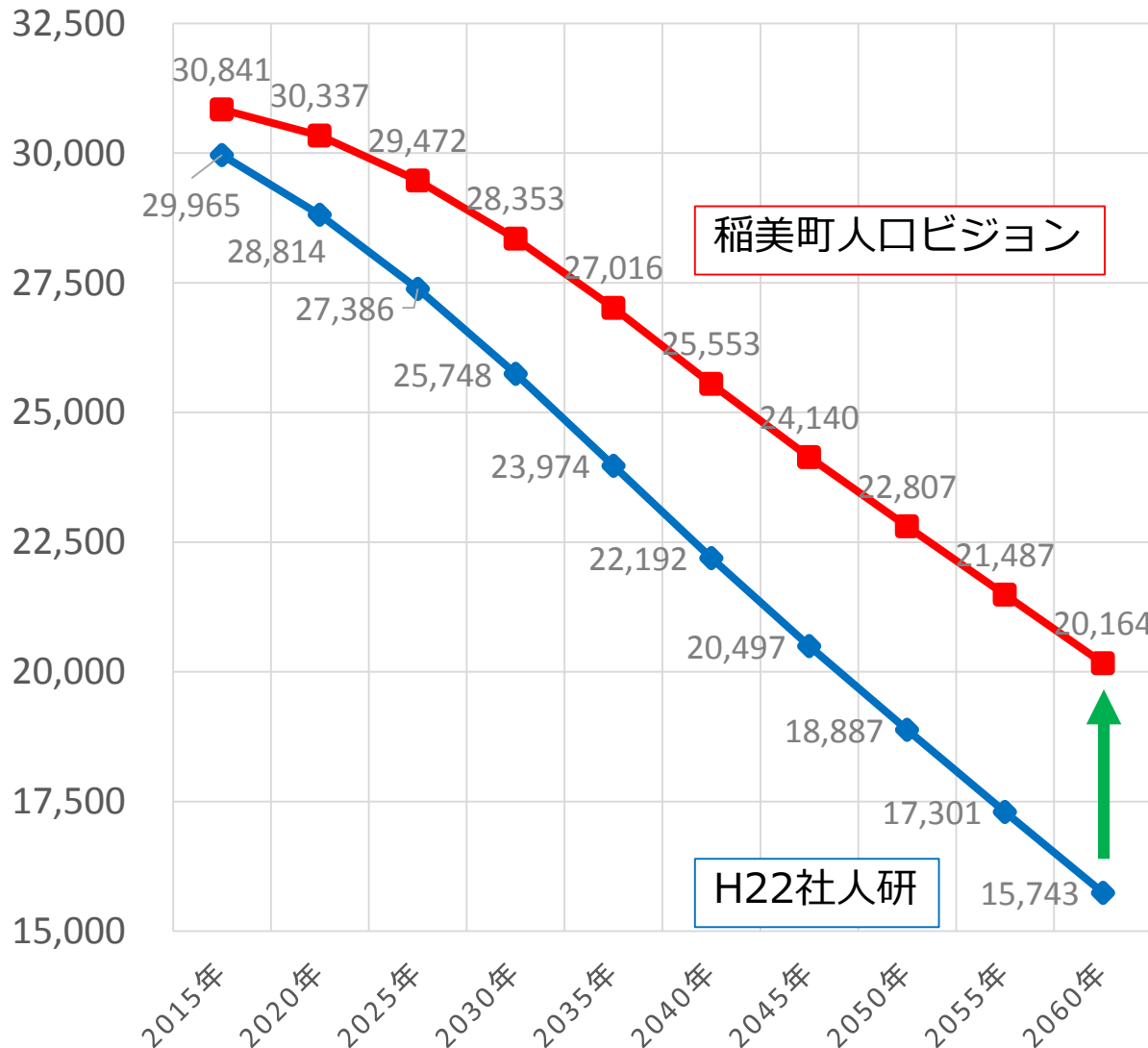


平成22年の国勢調査を
ベースに社人研が推計

**2060年には
人口が半分程度に**

4. 現行の人口ビジョンの推計方法

稲美町の人口ビジョンの考え方



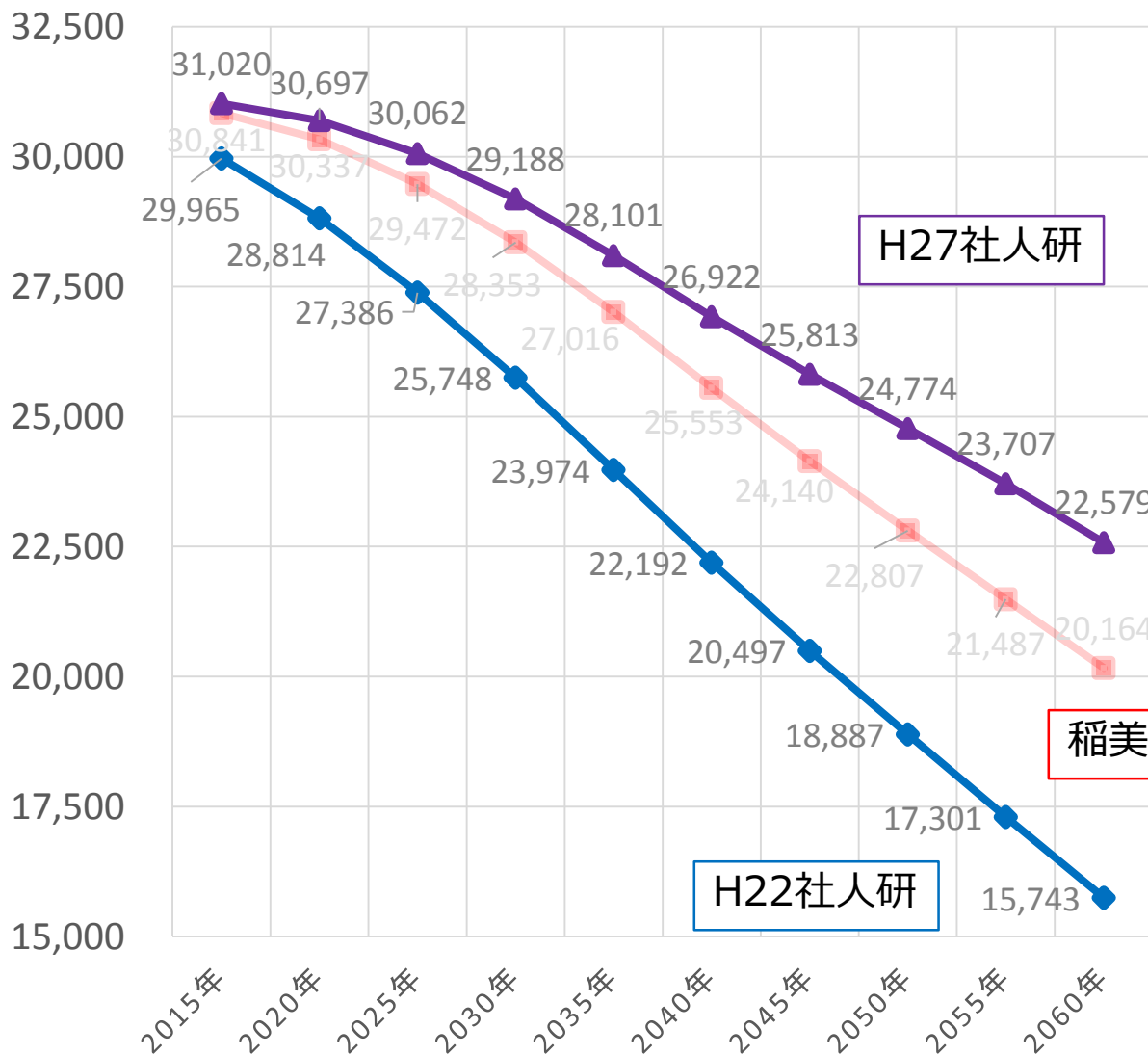
【目標】
子ども女性比：0.1865
合計特殊出生率：1.4以上
転入超過者数：年60人

**2060年に
人口2万人を目指す**

H22社人研推計に
・ 毎年60人の転入超過
・ 5年ごとに28人の
出生数の増加

4. 現行の人口ビジョンの推計方法

稲美町の人口ビジョンの考え方



方針

期間延長版では、人口ビジョンは据え置き、令和3年度に策定する、総合計画にあわせて人口の推計ならびに検討を行う

稲美町人口ビジョン

H22社人研

H27社人研

5. 戦略の考え方

総合戦略の構成

稲美町総合戦略は、町の**人口ビジョンの実現化を図るため**、戦略の基本的な考え方とその考え方から導き出された基本戦略および基本目標（数値目標）を設定する。

また、基本目標に従って講ずべき具体的な施策の内容を設定し、その施策の達成度を測る重要業績評価指標（K P I）を設定する。

総合戦略	
① 基本的な考え方	・ 人口ビジョンを踏まえた基本的な考え方
② 基本戦略	・ 基本的な考え方に基づく戦略
③ 基本目標	・ 政策を導入する目標の設定 ・ 政策の数値目標の設定
④ 具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）	・ 施策の内容 ・ 施策の目標の達成度合いを計る定量的な指標の設定 ※実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標を設定（定性目標の場合は客観的な指標を設定）

5. 戦略の考え方

① 総合戦略の基本的な考え方

- 1 地域の特性を活かした産業の振興を図り、就業の場を増やす。
- 2 転出を抑え、若い世代を中心とした転入を促進することにより、転入超過を図る。
- 3 安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備する。
- 4 稲美町の魅力を発信するとともに、安全・安心な生活基盤づくりを進める。

② 基本戦略

～ 夢と希望をかなえる稲美のくらしの創生 ～

5. 戦略の考え方

③ 総合戦略の基本目標	④ 政策
【基本目標 1】 稲美町における安定した雇用を創出する	(1) 希望や生きがいをかなえる働き方の創出 (2) 地域特性を活かした農業の振興 (3) 活力のある商工業の振興
【基本目標 2】 稲美町への新しいひとの流れをつくる	(1) 移住の推進 (2) ふるさと意識の醸成
【基本目標 3】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	(1) 安心して結婚ができる社会の実現 (2) 安心して出産・子育てができる社会の実現
【基本目標 4】 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	(1) にぎわいのある交流と観光の推進 (2) 安全安心で快適な暮らしの実現 (3) 地域資源の活用 (4) 住民協働によるまちづくりの推進 (5) 広域的な連携の推進

5. 戦略の考え方

③ 総合戦略の基本目標

【基本目標1】 稲美町における安定した雇用を創出する

稲美町に常住する就業者数：**15,000人**（令和2年国勢調査）

参考：平成22年国勢調査14,391人

【基本目標2】 稲美町への新しいひとの流れをつくる

転入超過者数：**300人**（平成29年度～令和3年度までの累計）

参考：平成22年度～平成26年度までの累計163人

【基本目標3】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

子ども女性比：**0.22以上**（令和2年国勢調査）

参考：平成22年国勢調査0.1865

【基本目標4】 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

稲美町の居住性について『住みよい』と回答した方の割合：**25.0%**

（令和2年度住民意向調査）

参考：平成21年度22.4%

5. 戦略の考え方

④ 具体的な施策と重要業績評価指標（K P I）

(1) 希望や生きがいをかなえる働き方の創出

若者や女性が働きがいを感じる職業・職場に就くことができるよう、企業情報を提供するとともに、より高い資格・能力を身につけようとする希望に添うよう支援を行う。

施策	主な事業	
①若者の雇用・就業促進 ・若者の就業を支援し、企業への就職率向上を図る。	・町内企業就業セミナーへの支援 ・地元企業のPR事業への支援 ・ものづくりツアーへの支援	
重要業績評価指標（K P I）	基準年と基準値	目標年と目標値
■若者（25～39歳）の就業者数	4,331人 (平成22年国勢調査)	4,400人 (令和2年国勢調査)

基本目標

数値目標・・・4項目

施策

K P I・・・31項目

6. SDGsとは

○SDGsとは「Sustainable Development Goals」

2015年に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通の目標です。SDGsの考え方とは、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を、統合的な取組として推進しながら、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、17の国際目標（ゴール）を設定し、すべての国、すべての人が実現に向けて役割を果たそうとするものです。

17の国際目標（ゴール）



○自治体が求められるSDGs ⇒ 自治体SDGs

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を示しています。



自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

自治体SDGs

2 飢餓をゼロに



自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

3 すべての人に健康と福祉を



住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。

4 質の高い教育をみんなに



教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

5 ジェンダー平等を實現しよう



自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。

6 安全な水とトイレを世界中に



安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

8 働きがいも経済成長も



自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と協働革新の基盤をつくらう



自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

自治体SDGs

10 人や国の不平等をなくそう



差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられるまちづくりを



包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。

12 つくる責任つかう責任



環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に具体的な対策を



気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを守ろう



海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさを守ろう



自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正をすべての人に



平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナーシップで目標を達成しよう



自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。